

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 御前崎市 (都道府県: 静岡県)
 本事業の担当部局名 総務部企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4_2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	御前崎市結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~ 令和6年3月31日	事業開始年度	平成29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000	円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 御前崎市では、「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に対する取組を始めたところである。子育て世代の経済的負担を軽減するため、0歳から高校生相当年齢までの子どもに対して医療費の完全無料化を実施している。また、安心して出産・子育てができる環境を整備するため、子育て情報の発信強化等にも取り組んでいるが、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状である。 特に、近年の婚姻数は減少の一途をたどり、平成22年に年間180件程度あった婚姻届出件数も、令和3年には84件まで減少している。 <本個別事業の位置付け> 「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくるため、「『希望』ある子育て・活躍の場づくり」を基本目標に掲げ、 (1)少子化対策と子育て環境の充実 (2)誰もが活躍する地域社会の実現 の取組を行うこととしている。本事業については、上記取組の(1)に位置づけられる。</p>		
	(本個別事業における現状と課題)		
	(課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【対象費目】				
		<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【その他独自要件】					
2. 申請見込					
①新規世帯見込	11		世帯		
	上記のうち	ともに29歳以下	7	世帯	
			左記以外	4 世帯	
【積算根拠】					
令和3年度申請実績【10件】 ともに29歳以下の申請実績【8件】 29歳以下以外【2件】	令和4年度申請件数(令和5年1月24日時点) ともに29歳以下の申請実績【1件】 29歳以下以外【1件】 年度内申請予定相談件数【2件】 ともに29歳以下:2件 それ以外:0件 所得要件により申請できなかった(所得400~500万円) 相談件数【7件】 ともに29歳以下:4件 それ以外:3件				
【令和4年度申請状況】					
令和4年4月～令和5年3月 申請 見込 世帯数 4 世帯					
②継続補助見込	継続補助実施の有無	有	世帯		
	見込世帯数	1	世帯		
	対象経費支出予定額	600,000	円		

<p>3. 広報の実施予定</p> <p>市でチラシを作成の上、戸籍担当窓口にて婚姻届提出時にチラシの配布や案内を行う。 不動産業者及び引越し業者へチラシの配架等についてご協力をいただくことで、幅広く対象世帯へ情報提供を行う。 市のLINEやSNSでの情報提供を行う。</p>				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目 合計特殊出生率[現状値1.73(H25～H29)厚生労働省:R2公表値]	単位 %	目標値 1.8 (R6)	現状値 1.73 (R2)
参考指標 ※(注)5	項目 合計特殊出生率 婚姻件数 婚姻率	単位 % 件 %	直近の実績 1.73 (H25～H29) 厚生労働省:R2公表値 129 ((R2) 静岡県人口動態統計:R4公表値 4.3 ((R2) 静岡県人口動態統計:R4公表値	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目 支給世帯実績／支給見込世帯数の割合 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	単位 % % %	目標値 100 70 100	現状値 100 (R3) 43 (R3) 100 (R3)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)7	静岡県の公共施設や「ふじのくに出会いサポートセンター」等でチラシ配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。また、静岡県が実施するふじのくに出会い応援事業における本市への出張相談時や、県との市内企業訪問の際に「ふじのくに出会いサポートセンター」の周知およびチラシ配布を行い、制度についての説明を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)8	不動産業者及び引越し事業者に対し、チラシ配架等についてご協力いただくことで、幅広く世帯に情報提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定期限を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定期限を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合せ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。